

天童市高齢者介護用紙おむつ支給・助成事業

介護用紙おむつが必要な高齢者に対し、介護用紙おむつ等を購入できる助成券の交付、または、紙おむつの現物給付(自宅等へ配達)を行います。

対象者

市内に住所を有する本市の介護保険被保険者で、次のいずれかの要件を満たす方

※支給を受ける方の介護保険料賦課段階が第10段階以上の場合の対象外となります。

- ① 要介護4・5の方
- ② 要介護認定調査の結果、「排尿」又は「排便」に関して介護を必要とすると認められる方
- ③ 長期入院中等で医師証明書により常時失禁が証明されている方
- ④ 64歳まで障害者対象の紙おむつの支給を受けていた方

内容(助成券または現物給付のいずれかを選択することができます。)

●年度内1回に限り、助成方法の切り替えができます。(助成券⇄現物給付)

【助成券】対象の紙おむつ等が購入できる助成券を交付します。

- ① 月額5,000円(支給を受ける方の介護保険料賦課段階が第1段階～第5段階の場合)
- ② 月額2,500円(支給を受ける方の介護保険料賦課段階が第6段階～第9段階の場合)

※助成券の取扱指定店において購入できる次に掲げるものが助成対象となります。

※おしり拭きや吸水シート等、介護用紙おむつ以外の商品は対象外です。

- ①紙おむつ(テープタイプ) ②リハビリパンツ(はくタイプ)
- ③尿取りパッド(尿の吸収量が100cc以上のもの) ④フラットタイプ

【現物給付】市が指定する次の種類の介護用紙おむつを自宅等へ配達します。

※支給を受ける方の介護保険料賦課段階が第1段階～第5段階の場合は2つ選択できます。

※支給を受ける方の介護保険料賦課段階が第6段階～第9段階の場合は1つ選択できます。



申請締切日

助成券・・・毎月15日(当月分から交付)と毎月末日(翌月分から交付)

現物給付・・・毎月15日(翌月上旬に自宅等に配達します)

支給・助成が終了となる場合

要介護者が転出・死亡・介護保険施設に入所したとき、その他助成の必要がなくなったときは市保険給付課に連絡してください。

天童市保険給付課介護支援係
天童市老野森一丁目1番1号
654-1111(内線756)